

学習院大学法科大学院自己点検・評価規程

平成 19 年 4 月 1 日施行
令和 5 年 1 月 17 日改正
令和 5 年 5 月 9 日改正
令和 5 年 6 月 13 日改正
令和 5 年 10 月 24 日改正
令和 6 年 9 月 24 日改正
令和 6 年 12 月 10 日改正
令和 7 年 6 月 10 日改正

第 1 条（趣旨）

この規程は、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）の教育研究水準の維持向上を図り、その設立の目的及び社会的使命を達成するため、法科大学院の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（自己点検・評価の実施）

自己点検・評価は、法務研究科長のもと、法科大学院教授会が責任を持って、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院認証評価・自己評価実施要項の定める分析項目及び手順に従って、かつ自己点検・評価実施細則に基づいて行うものとする。

2 自己点検・評価は、法令により公表が求められている事項に関する指標・数値等、具体的かつ客観的な指標及び数値を用い、教育活動等の状況や成果を分析するものとする。

第 3 条（自己点検・評価委員会）

法科大学院に、前条に掲げる事項についての検討を行うため、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 4 条（委員会の構成）

委員会は、法科大学院教授会構成員をもって構成する。

第 5 条（委員長）

委員会に委員長を置く。委員長は、法務研究科長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 法科大学院教授会構成員は、第 2 条に掲げた事項について検討を行うため、法務研究科長に対し、委員会の招集を求めることができる。

4 委員会は、教務委員、入試委員、学生委員、研究室委員その他の各種委員（以下、「各種委員」という。）に対し、その所管する事項について検討・改善すべきものがある場合には、その所管する事項についての検討を依頼することができる。

5 次の各号に掲げる委員は、それぞれ各号に定める事項を所管するものとする。

- 一 教務委員 教育活動及び学生への学習支援に関する事項
- 二 入試委員 学生の受入に関する事項
- 三 学生委員 学生の処遇に関する事項
- 四 研究室委員 自習室その他の施設、設備に関する事項

6 委員会は、法務研究所所長及び所員に対し、その所管する事業について、第2条に掲げた事項に関する特定の事項について、検討を依頼することができる。

第6条（自己点検・評価小委員会）

自己点検・評価委員会のもとに小委員会を置くものとし、第2条に掲げる事項の分析及び改善取組の素案作成を担う。小委員会の構成及び運営は、別に定める実施細則による。

第7条（検討・改善のプロセス）

法務研究科長または法務研究科主任は、第2条に掲げた事項に関して検討・改善すべきものがある場合には、その改善のための方策を自己点検・評価委員会に提案する。

2 各種委員は、その所管する事項について検討・改善すべきものがある場合には、その改善のための方策を自己点検・評価委員会に提案する。

3 前2項の提案が重要な内容を含む場合には、提案に先だって、法務研究科長、法務研究科主任及び関連する各種委員等による協議または委員会もしくは小委員会での検討を行うものとする。

4 法科大学院教授会は前3項の提案につき審議・判断を行う。

第8条（取組の検証）

法科大学院教授会は、自己点検・評価活動の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて実施された取組の効果を検証する。

第9条（情報の共有）

法務研究科長は、自己点検・評価活動の結果を踏まえて決定された対応措置に関する情報を、法科大学院で提供される授業を担当する全ての教員と共有する。

第10条（自己点検・評価報告書作成）

法務研究科長は、委員会における検討を踏まえて、自己点検・評価報告書の原案を作成し、法科大学院教授会に提出する。

2 自己点検・評価報告書の作成及び公表等は法科大学院教授会の責任において行う。

3 自己点検・評価報告書の作成及び公表は原則として年1回行うこととする。

第11条（事務）

委員会の事務は、法務研究科事務室において行う。

第12条（文書の保管）

自己点検・評価に使用した文書等の保管については、学習院文書取扱規程の定めに従って行う。

2 試験問題及び答案用紙については、試験終了後5年間保管するものとする。

第 13 条 (改正)

この規程の改正は、法科大学院教授会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 1 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 10 月 25 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。この改正により、第 6 条を改正し、自己点検・評価に関する手続は、別に定める「自己点検・評価実施細則」に基づいて行うものとする。